

久御山町優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針の概要

基本的な考え方

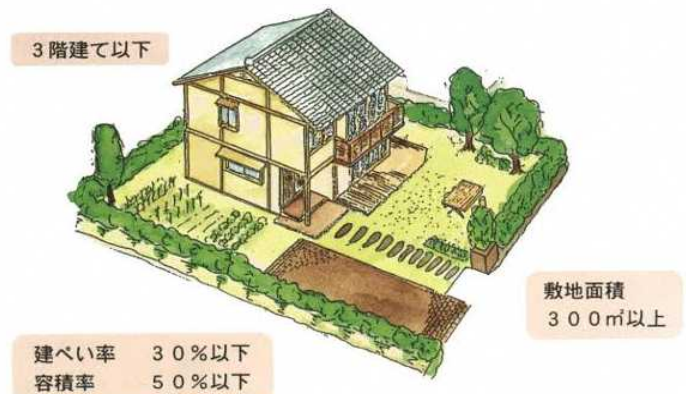
久御山町第5次総合計画に定める、まちの将来像「つながる心 みなぎる活力 京都南に『きらめく』まち ～夢いっぱい コンパクトタウンくみやま～」を実現するため、職住近接が実現できる環境や優良農地をはじめとした緑豊かな環境を生かし、「優良田園住宅の建設の促進に関する法律」に基づく自然環境と調和したゆとりある住街区を形成することにより、定住人口の増加や地域コミュニティの維持・活性化、産業の更なる発展を目指す

対象区域

第5次総合計画及び都市計画マスタープランに定める住街区促進ゾーン

主な要件等

- ①敷地面積
300㎡以上
- ②建ぺい率
10分の3以内
- ③容積率
10分の5以内
- ④用途
自己用の一戸建て専用住宅
- ⑤階数及び高さ
最高限度は3階とし、高さは10m以内
- ⑥敷地内の緑化
花木植栽、芝生などのガーデニングや家庭菜園等の緑化に努めること
- ⑦その他
住街区ごとに定める「まちづくり協定」の内容に適合すること



(出典:国土交通省HP)

自然環境との調和

- ①周辺農地の営農環境に配慮すること
- ②自然景観や貴重な動植物の生息環境等の保全に配慮すること
- ③積極的な住民同士の交流や生活ルールの遵守などに努めること